

平成23年度

エネルギー使用合理化事業者支援事業

公募要領

(二次公募)

平成23年8月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当法人の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当法人としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、当法人の補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当法人から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当法人として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当法人から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目 次

	ページ
1. 事業の概要	1
1. 1 背景	1
1. 2 目的	1
1. 3 事業内容	2
1. 3. 1 事業の内容	2
1. 3. 2 単独事業	2
(1) 補助対象事業	2
(2) 補助対象事業者	2
(3) 補助対象経費	2
(4) 補助率	2
(5) 事業期間	2
1. 3. 3 連携事業	3
(1) 補助対象事業	3
(2) 補助対象事業者	3
(3) 補助対象経費	3
(4) 補助率	3
(5) 事業期間	3
2. 公募の総額	4
3. 事業のスキーム	4
4. 実施方法	5
4. 1 公募と公募期間	5
4. 2 交付の申請について	6
4. 2. 1 申請者	6
(1) 単独事業	6
(2) 連携事業	6
4. 2. 2 申請単位	7
(1) 単独事業に申請する場合	7
(2) 連携事業に申請する場合	7
4. 2. 3 複数年度事業について	7
4. 2. 4 申請設備・機器	7
4. 2. 5 省エネルギー効果	8
4. 2. 6 申請方法・締切・提出先	9
4. 3 審査	10
4. 3. 1 ヒアリング	10
4. 3. 2 事業計画の評価項目	10
4. 3. 3 補助事業の選定	10
4. 4 交付決定について	11
4. 5 補助事業の開始について	12
4. 6 補助事業の計画変更について	12
4. 7 補助事業の完了について	12
4. 8 実績報告及び補助金額の確定について	12
4. 9 補助金の支払いについて	12
4. 10 財産等の管理について	12
4. 11 ホームページへの掲載について	13
4. 12 成果の公表について	13
4. 13 補助金の返還、取消、罰則等について	13

5. スケジュール	1 4
6. 問い合わせ先	1 5
7. 個人情報の利用目的の明示について	1 5
8. 提出書類	1 6
別表 1～2	1 7
様式 1 交付申請書	1 9
様式 1-2 実施計画書	2 3
様式 1-3 設備設置承諾書	3 9
様式 2 代表者変更届	4 1
様式 3 住所変更届	4 3
様式 4 申請者変更届	4 4
参考資料 1 日本標準産業分類	4 5
提出書類チェックリスト	4 6
申請内容総括表	4 7

1. 事業の概要

1. 1 背景

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況下、2005年2月、地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書の発効により、我が国は2008～2012年度（第一約束期間）における温室効果ガス排出量を90年比で6%削減する義務を負うことになった。

省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、今後とも、国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、更なる省エネルギーを進めることが必要とされている。

昨今の電力供給不足への対策について、官民一体となって取組むことが重要である。

1. 2 目的

これまで、投資額に対して十分な利益の見込まれる省エネルギーについては、事業者による自主的な取組みにより進められてきた。しかし、最近求められているCO₂抑制等に対応するためには、一定の負担を生じつつもエネルギー消費の抑制を行うことが必要となってきた。

本事業はかかる状況を踏まえ、事業者が計画した省エネルギーへの取組みのうち、「技術の先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費について支援することを目的とする。

1. 3 事業内容

1. 3. 1 事業の内容

事業を実施する工場、事業場等*1において、省エネルギー率が1%以上または省エネルギー量が500k1以上である省エネルギー事業について募集する。

1. 3. 2 単独事業

(1) 補助対象事業

既設の工場、事業場等*1における先端的な省エネルギー設備・技術の導入*2であって、「技術の先端性」、「省エネルギー効果*3」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義が高いと認められるものに対して国庫補助金(経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金)の交付を行う。

(2) 補助対象事業者

全業種を対象とする。

(3) 補助対象経費

別表1

(4) 補助率

1/3以内 1件当たり補助金の上限は50億円/年度
(補助金100万円未満(補助対象経費300万円未満)は対象外)

(5) 事業期間

- ① 原則単年度事業とする。
- ② ただし、事業規模が大きく1年での実施が困難な事業であって、年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合(原則として補助対象事業費が1.5億円以上の事業。1.5億円未満の事業については個別に判断する。)は、複数年度にわたる事業(以下、「複数年度事業」という。)とすることができる。

注1: ・工場、事業場等とは、省エネ法の工場、事業場及びエネルギー管理を一体となっていて行っていると判断できる単位を含む。

- ・新設と見なされる事業場での事業、既設の事業場における新生産設備(ユーティリティー設備を含む)設置と見なされる事業を対象とすることはできない。但し、現状の工場、事業場を廃棄し他の場所で同一生産能力等の設備を新設する場合を除く。省エネルギー設備は、被代替設備の能力以下とすること。

注2: ・先端的な省エネルギー設備・技術とは、市場に普及しきっておらず、一定のリスクが残っており、一定の費用(投資)回収期間が必要なもの。

- ・原則として事業場の余剰エネルギーを新たに販売または従前の販売量が増加すると見なされる事業は対象とならない。但し、現状廃棄しているエネルギーまたは物質を回収、変換すること等により得られるエネルギーまたは、エネルギー効率改善の範囲内で発生する余剰エネルギーであって、特定の供給先がありその事業場との共同申請とする場合はこの限りではない。

注3: 省エネルギー率1%以上または、省エネルギー量(原油換算)500k1以上のものに限る。また、不特定多数の需要に応じるエネルギー供給施設等でないもの。

1. 3. 3 連携事業

(1) 補助対象事業

複数事業者^{*4}による複数の既設の工場、事業場^{*1}における先端的な省エネルギー設備・技術の導入^{*5}であって、「技術の先端性」、「省エネルギー効果^{*3}」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義が高いと認められるものに対して国庫補助金（経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金）の交付を行う。

(2) 補助対象事業者

全業種を対象とする。

(3) 補助対象経費

別表1

(4) 補助率

1/2以内 1件当たり補助金の上限は50億円/年度
(補助金100万円未満(補助対象経費200万円未満)は対象外)

(5) 事業期間

- ① 原則単年度事業とする。
- ② ただし、事業規模が大きく、また各事業場の定期修繕時に設備の改造工事を行う必要があり、定期修繕時期が一致しない等により1年での実施が困難な事業であって、年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合（原則として補助対象事業費が1.5億円以上の事業。1.5億円未満の事業については個別に判断する。）は、複数年度にわたる事業（以下、「複数年度事業」という。）とすることができる。

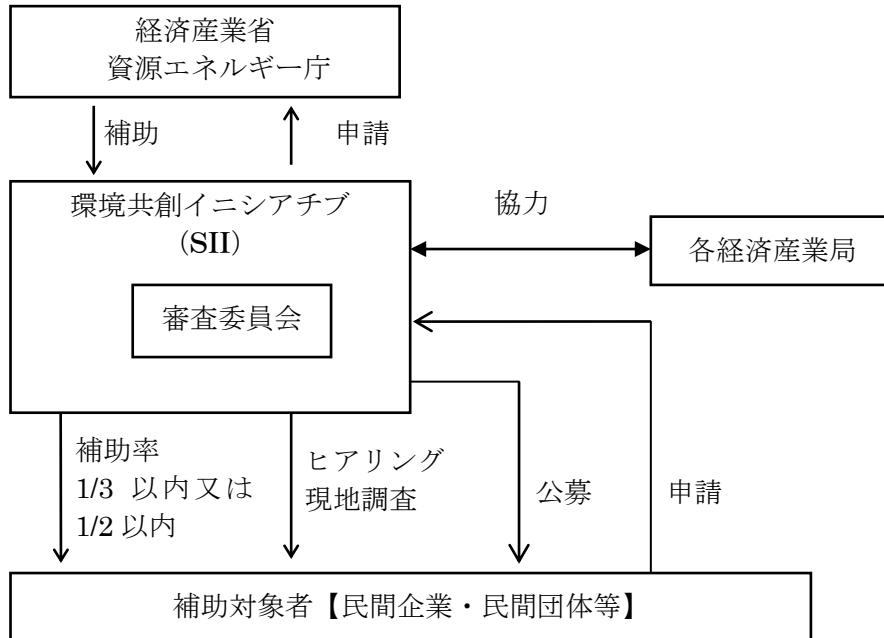
注4：複数事業者とは、経営主体の異なる複数の事業者とする。但し、共同出資等により設立され、特定された複数の供給先を持つ営利を目的としないエネルギー供給会社は複数事業者と見なす。

注5：複数事業者間のエネルギー需給バランスを最適にするために、エネルギー等の相互融通により省エネルギーを行う先端的設備・技術を導入する事業（単独事業者では有効に利用できないエネルギーを連携により有効に利用する事業）。エネルギー等の相互融通を行う場合は専用の設備で行うこととする。
また、補助率1/2となる補助対象設備は、連携による省エネ効果が発現する設備のみとする。それ以外は補助率1/3以内とする。余剰エネルギー等を特定の供給先へ供給するとみなされる事業は、連携事業としては扱わない。

2. 公募の総額

今回の公募の総額は約50億円。

3. 事業のスキーム



4. 実施方法

エネルギー使用合理化事業者支援事業の業務については、エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程によるほか、以下による。

4. 1 公募と公募期間

(1) 環境共創イニシアチブ（以下SII）は、補助金を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）に対し一般公募を行う。

ホームページに公募記事を掲載する。

(2) 公募期間

平成23年8月8日（月）～平成23年8月29日（月）

4. 2 交付の申請について

- ・申請者はSIIホームページにてアカウント登録した後、補助事業ポータル（Web）にて必要事項の入力を行うとともに、後掲の様式に従って作成した申請書類をSIIに郵送する。
- ・申請者は、「4. 5 補助事業の開始について」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味し申請すること。採択後、申請者の都合で辞退の場合は、次年度応募の評価の際に減点を行うことがある。
- ・申請書類は、以下の点に留意して作成すること。

4. 2. 1 申請者

(1) 単独事業

① 単独実施

エネルギーを使用し事業を行っているものであって、その使用量を削減する為の設備を設置・所有しようとする事業者（法人格を有していること）を申請者とする。

② 共同実施

申請対象の設備等を設置する工場、事業場等の所有者と当該設備等の所有者またはエネルギー使用者が異なる場合*6 及び当該設備等の設置により発生する余剰エネルギーを他事業者へ供給する場合において複数の者が共同して実施する事業は、関係事業者（法人格を有していること）全員を申請者とする。

(2) 連携事業（事業者間）

設備の設置・所有者に関わらず、当該事業に係る連携事業者全員を申請者とする。申請に当たり事業管理者（事業全体の管理者）を選定し、事業に係る契約をまとめ、その契約書（案）を添付のこと。

注6：・ESCO 事業を利用する場合は、設置事業者との共同申請とし、ESCO 事業者は1申請について1社とする。シェアード・セイビング契約に限る。

但し、地方公共団体等のESCO 事業を2社以上で共同して実施する場合は、ESCO 事業を実施するすべての事業者の共同申請とする。また、審査結果の通知等の写しを申請時に添付すること。

省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とし、補助金相当額が減額されたESCO 料金が設定され、取得財産の処分が制限される期間、ESCO 事業の継続を前提とする契約であること。

- ・リース等を利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、原則、リース会社等は1申請について1社とする。（リース会社等が同一設備・機器を複数の設置事業者にリース契約を行う場合において、補助対象経費の8割以上の設備が中小企業に設置される場合には、まとめて1申請とすることも可能。）

ただし、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。また、契約期間が、導入設備の処分制限期間（複数の場合は最長のもの）継続することを前提とした契約であること。同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。割賦契約はリース等には含まないこと。

- ・事業者が建築物の所有者の場合は、所有者全員および店子等（但し総エネルギー使用量1%未満の部分の者は除くことができる。）のエネルギー使用者との共同申請とする。
- ・事業者が店子の場合（自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書を提出するものとする）。
- ・事業者がエネルギー管理単位に他のエネルギー使用者を含み、建築物を所有しない場合は、エネルギー使用者（但し総エネルギー使用量1%未満の部分の者は除くことができる。）との共同申請とし、建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

4. 2. 2 申請単位^{*7}

(1) 単独事業に申請する場合

①単独実施：当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等を申請単位とする。

②共同実施：当該事業に関係する全ての対象工場、事業場等を一括して申請単位とする。

(2) 連携事業^{*8}に申請する場合

複数事業者：当該事業に関係する全ての工場、事業場を申請単位とし、連携事業各社の設備に対する持分を明記すること。

4. 2. 3 複数年度事業について

(1) 申請は各年度行う。

(2) 事業計画書（事業全体の計画書）と実施計画書（今年度の計画書）を提出すること。

(3) 事業計画書において、複数年度に跨る継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにすること（各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する）。補助金の総額については当該事業計画書に記載された総額を超えることはできない。（前年度の未達分を翌年度に繰り越すことはできない）。

(4) 実施計画書は事業計画書に対応したものであること。実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること^{*9}（計画から外れた実績は補助対象外となる）。

(5) 各年度に補助対象経費が発生すること。従って、補助金額が100万円未満の年度の申請は認められない。

(6) 各年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。また、予算上やむを得ない場合には減額することがある。

(7) 2年度目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。

4. 2. 4 申請設備・機器

(1) 申請設備・機器：原則として、既設設備・機器の能力を超えないこと。また特定のメーカーまたは機種を指定しての申請（結果的に特定されてしまう仕様での申請も含む）でないこと。

(2) 発注単位：予定している発注単位および法定耐用年数を発注区分表（別紙5）に記載すること。

注7：・工場・事業場等敷地内に併設されている業務用ビルについては、原則工場・事業場単位で申請すること。

・多数の類似事業申請があった場合、特別にまとめて1申請とする場合がある。

注8：・連携事業においては、連携事業場それぞれの省エネルギー効果および連携事業場全体での省エネルギー効果を明記すること。

・一部の事業場で増エネルギーとなる設備設置であってもその導入により連携事業者全体で省エネルギーになっていればよい。

注9：・各年度の事業において、契約の着手金、前渡金等を支払う場合は、各年度事業完了の時点で設計、設備、工事等の各項目毎にその金額相当の成果品（設計図書、設備機器購入、工事实績）があること（材料の購入のみは不可）。

4. 2. 5 省エネルギー効果^{*10}

計画省エネルギー率は、申請単位全体に対する割合で示すこと。計画省エネルギー量は、年間量で示すこと。（事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、法定耐用年数期間継続して効果が発生しないものは含めないこと。）また、他の省エネルギー事業の省エネルギー効果を含まないこと。

注 10：・エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算（別表 2 参照）する。省エネ効果の計算式は別表 2 脚注参照。

- ・省エネ効果については、補助事業対象設備および事業場全体の平成 22 年度（平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月）のエネルギー使用量の実績データにより算出すること。平成 21 年度（平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月）を使用せざるを得ない場合は、相談の上、平成 21 年度のエネルギー使用量を使用してもよい。
- ・省エネ効果の算出に使用した置き換え対象設備の実績データの確証を申請時に添付すること。
- ・確定検査時に行う省エネ効果の確認では、原則として 1 ヶ月程度の実績データによること。
- ・燃料代替の場合、省エネ効果に見合う代替燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。

4. 2. 6 申請方法・締切・提出先

(1) 補助事業ポータルへの入力

SIIホームページでアカウント登録した後、補助事業ポータルにて必要事項の入力を行う。

交付申請書等は補助事業ポータルへの入力が完了した後に補助事業ポータルより発行できます。実施計画書等の様式は補助事業ポータルよりダウンロードしてください。

注意) 交付申請書様式は補助事業ポータルで入力が完了した後に発行できますが、提出用には代表者印が必要です。また、提出書類の郵送が必要なため締切前に余裕を持って行ってください。

(2) 書類提出と締切

補助事業ポータルでの事業の入力が完了し申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(8項参照)を以下の締切までに郵送する。持ち込みは受け付けない。

平成23年8月29日(月)必着

注意)・補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認めない。必ず提出書類一式を郵送すること。

- ・配送事故に備え、配送状況が確認できる郵送手段をとること。
- ・郵送宛先には略称 SII は使用しないこと。

(3) 提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座8-18-11 銀座エスシービル8階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第一グループ

TEL: 03-5565-4463

注意) 郵送時は、必ず「エネルギー使用合理化事業者支援事業 交付申請書在中」を記入のこと。

4. 3 審査

4. 3. 1 ヒアリング

公募後、SIIは申請者に対して、必要に応じて申請事業内容等についてのヒアリングを実施する。

4. 3. 2 事業計画の評価項目

- (1) 政策的意義：下記の重点支援事業に該当するか否かを審査する。
 - ・ 中小企業者^{*11}の省エネルギー事業
 - ・ 申請者が数値目標を明確にした環境自主行動計画を公表しており、当該行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
 - ・ 省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
 - ・ 売上額に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企业
 - ・ 事業場の電力使用量を10%以上削減する節電に資する事業
- (2) 省エネルギー効果：申請単位に対する補助事業による省エネルギー量、省エネルギー率
- (3) 費用対効果：補助対象経費1億円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量
- (4) 技術の先端性

4. 3. 3 補助事業の選定

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、評価項目に従って審査し補助事業を選定する。

選定に当たっては、申請件数が多数の場合は、公募総額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。

注11：中小企業とは下記による。

製造業その他：資本の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
卸売業：資本の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業：資本の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業：資本の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
但し、「農業協同組合法」、「農地法」および「水産漁業組合法」に規定された法人は中小企業として扱う。

また、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業^{*}が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

^{*}大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。但し、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社または投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

4. 4 交付決定について

(1) 交付決定方法

交付決定に当たっては、SII内に設置した審査委員会における補助事業の審査結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意して採択者を決定する。

- ・補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である（直近3期の財務状況を勘案）と見込まれること。
- ・補助事業に要する経費（設計費、設備費、工事費、諸経費）は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費は含まないこと。（ただし、船舶にあつては独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の所有分に係る経費については補助対象経費とすることができる。）

(2) 結果の通知等

- ・交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。
- ・不採択事業者については、不採択通知を行う。
- ・採択事業者への事務取扱説明会を開催する。開催日時等は採択事業者に別途連絡する。

4. 5 補助事業の開始について

補助事業者は、事業の実施にあたって、交付決定後に見積依頼・競争入札等を開始し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を決定すること。その際、競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、3社以上の競争により決定すること。

4. 6 補助事業の計画変更について

補助事業者は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うものとする。

4. 7 補助事業の完了について

- (1) 補助事業者が、設計、設備及び工事の請負業者等に対して補助事業に係るすべての支払い（複数年度に関しては当該年度の支払い）が完了した時点を以って、補助事業の完了とすること。
- (2) 支払い条件は、検収翌月までに現金払いとすること。
- (3) 事業完了の期限：事業の完了は原則として平成24年1月31日迄とする。

4. 8 実績報告及び補助金額の確定について

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成24年3月9日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をSIIに提出する。
- (2) SIIは、補助事業実績報告書を受領した後、書類の審査及び現地調査を行い、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。
- (3) 申請通りの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合あるいは申請通りの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われなかったことがある。
- (4) 補助金額の確定に当たっては、関連会社からの調達分の利益相当分、商社の手数料等について控除を行うことがある。

4. 9 補助金の支払いについて

- (1) 補助事業者は、補助金の額の確定後、精算払請求書をSIIに提出する。
- (2) SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

4. 10 財産等の管理について

- (1) 補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という）について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産等を処分しようとするときは、予めSIIの承認を受けなければならない。

4. 1 1 ホームページへの掲載について

- (1) 交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等をSIIのホームページに掲載する。
- (2) 当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しない。

4. 1 2 成果の公表について

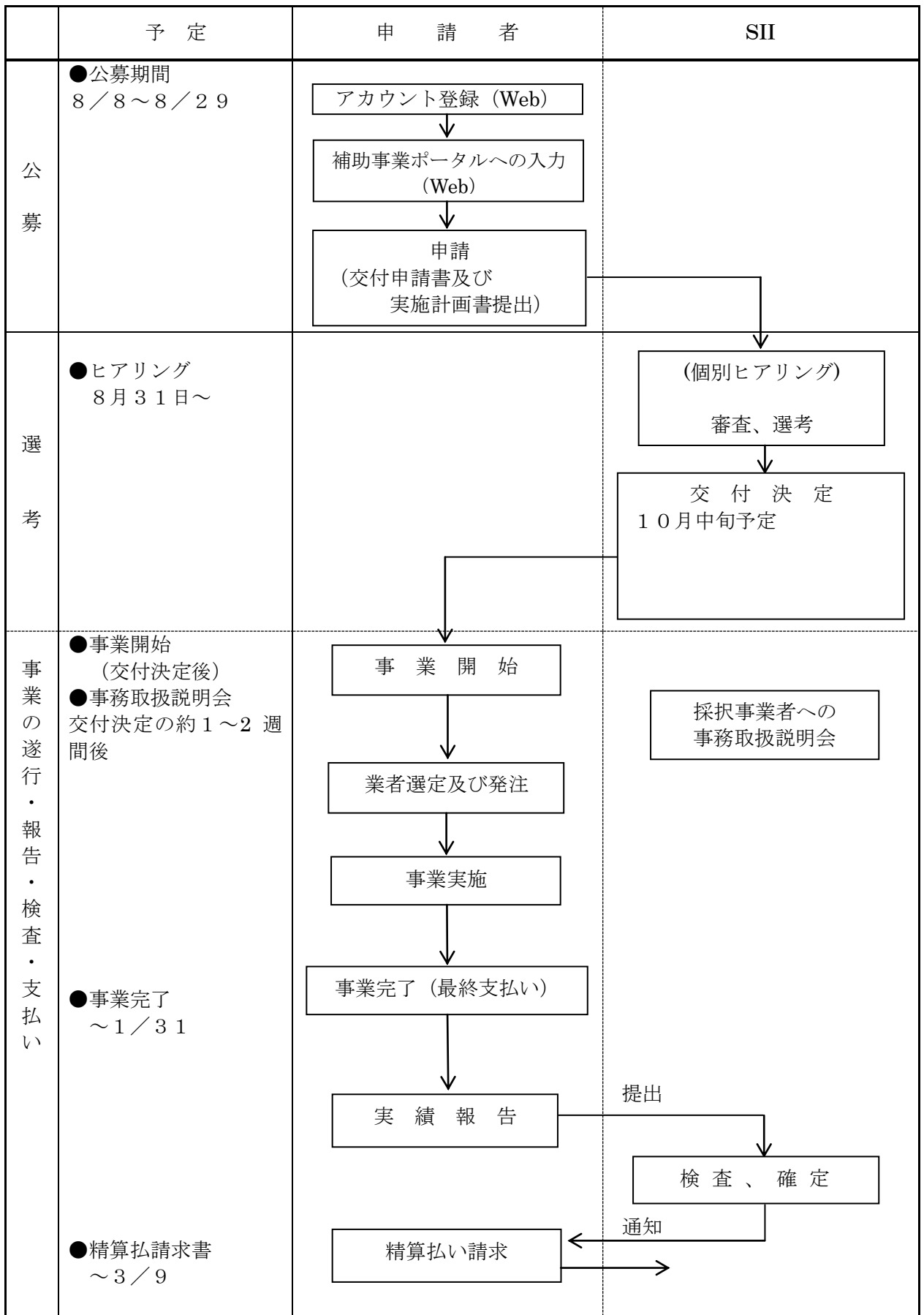
補助事業者は事業終了後1年間のデータを取得し、データ取得完了後90日以内に所定の様式にて補助事業の内容及び成果をSIIに報告するものとする。また、SIIが必要と認めたものについてはその内容を公表する場合がある。

4. 1 3 補助金の返還、取消、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び交付規程に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

5. スケジュール



6. 問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

TEL：03-5565-4463

注意)・問い合わせは電話にて平日の10:00~12:00、13:00~17:00に
お願いします。

7. 個人情報の利用目的の明示について

- (1) 取得した個人情報については、平成23年度エネルギー使用合理化事業者支援事業に係る事務（ご連絡、資料送付、成果の普及等）のために利用します。
- (2) ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

8. 提出書類

申請者は、公募期間中に以下の書類をSIIに提出する。*15

提出書類名称	備考	資料提出の区分		
		申請事業	事業者	
提出資料チェックリスト	ダウンロードした様式に記入すること。	全	(共通)	
交付申請書	様式1参照	全		
実施計画書(発注区分表)	様式1-2、別紙1~6、別図1参照。複数年度事業は様式1-2-2参照。	全		
事業計画書	複数年度事業。様式1-5参照	該		
別添資料	(1)エネルギー使用量実績の確証	エネルギー管理指定工場の場合は定期報告書の写し等(使用状況届出書)	全	該
	(2)生産量実績の確証			
	(3)燃料評価単価産出根拠	平成22年度または平成21年度のベースで算出	全	該
	(4)会社概要、事業概要	株主総会の営業報告 決算報告書(直近3年分)等	全	全
	(5)商業登記簿謄本	コピー不可(地方公共団体等は不要)	全	全
	(6)会社、事業場のパンフレット等		全	全
	(7)事業者が策定した環境自主行動計画の写し		該	設置
	(8)中長期計画書の写し		該	設置
	(9)中小企業基本法に定める中小企業であることが確認できる資料	中小企業が申請する場合	該	設置
	(10)建物の登記簿謄本	コピー不可(業務用ビルの場合)	該	該
	(11)設備設置承諾書	様式1-3参照 店子等の場合、建物の登記簿謄本を含む	該	該
	(12)ESCO契約書(案)	ESCO事業の場合	該	該
	(13)ESCO料金計算書			
	(14)対象設備に関するリース契約書(案)			
	(15)対象設備に関するリース料金計算書	リースの場合	該	該
	(16)連携事業の契約書(案)	連携事業の場合	該	該
	(17)代替燃料確保の確証	燃料代替の場合	該	該
	(18)エネルギー集約型企業の計算書	申告する場合。(企業単位で計算すること) ・売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書。 ・エネルギーコストを指定仮単価で見積もる場合は単価表を追加。	該	設置
	(19)申請内容総括表		全	(共通)
代表者変更届	様式2、3、4参照。	該	該	
住所変更届	申請後、交付決定までに変更が生じた場合、速やかに提出のこと。			
申請者変更届				

全：全事業に対して提出必要。また全事業者の資料が必要。

該：該当する事業に対して提出必要。または該当する事業者の提出が必要。

(共通)：一事業に対して一部提出。事業者毎の提出は不要。

受：補助金の受給事業者の資料が必要。

設置：設備設置事業場を所有する事業者の資料提出が必要。

注15：ファイル

- ・該当書類は1部をA4ファイル綴じとし、表紙および背表紙に事業名及び事業者名を記載すること。
- ・全ての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。(クリアフォルダには入れない。)書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。袋とじは不可。別添資料以外の書類はホチキス止めは不可。
- ・各書類の最初には、上記の提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること。(書類自体にはインデックスをつけない。)提出書類は、全てコピーして保管しておくこと。

別表 1

補助対象経費

設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)。
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
諸経費	補助事業を行うために直接必要なその他経費(工事負担金、管理費(職員旅費、会議費等))等。

- * 過剰設備、将来用設備、兼用設備、予備設備等は、補助対象外
- * 償却資産登録されるものを対象とする
- * 撤去、移設費は、補助対象外
- * 消費税は補助対象外

別表 2

燃料の原油換算係数

(省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行)の第4条第1項)
 発熱量10(GJ) = 原油換算量0.258(kl)

燃料名・量	発熱量(GJ)
原油 1kl	38.2
原油のうちコンデンセート 1kl	35.3
揮発油 1kl	34.6
ナフサ 1kl	33.6
ジェット燃料油 1kl	36.7
灯油 1kl	36.7
軽油 1kl	37.7
A重油 1kl	39.1
B・C重油 1kl	41.9
石油アスファルト 1トン	40.9
石油コークス 1トン	29.9
液化石油ガス(LPG) 1トン	50.8
石油系炭化水素ガス 千m ³	44.9
液化天然ガス(LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して 液化したものをいう。) 1トン	54.6
その他可燃性天然ガス 千m ³	43.5
原料炭 1トン	29.0
一般炭 1トン	25.7
無煙炭 1トン	26.9
石炭コークス 1トン	29.4
コールタール 1トン	37.3
コークス炉ガス 千m ³	21.1
高炉ガス 千m ³	3.41
転炉ガス 千m ³	8.41

都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。

熱の換算係数

(省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行)の第4条第2項)
 発熱量10(GJ) = 原油換算量0.258(kl)

熱の種類・量	発熱量(GJ)
産業用蒸気 1GJ	1.02
産業用以外の蒸気 1GJ	1.36
温水 1GJ	1.36
冷水 1GJ	1.36

電気の原油換算数

(省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行改正)の第4条第3項)
 発熱量10(GJ) = 原油換算量0.258(kl)

電気の量	発熱量(GJ)
一般電気事業者から昼間買電 1kWh	9.97
一般電気事業者から夜間買電 1kWh	9.28
上記以外の買電 1kWh	9.76

*エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算する。

*省エネルギー率 = $1 - \text{事業後見込エネルギー原単位} / \text{事業前エネルギー原単位}$

*省エネルギー量 = $(\text{事業前エネルギー原単位} - \text{事業後見込エネルギー原単位}) \times \text{事業前生産量}$

*エネルギー原単位 = $\text{対象事業場全体の原油換算燃料等使用量} / \text{対象事業場の生産数量}$

ただし、製造業、鉱業、電気/ガス/熱供給業以外の業種は、生産数量を延床面積と読み替え可。

様式 1

記載例 1 交付申請書記載例

- ・ 提出する交付申請書は片面印刷とすること。
- ・ 注意書きの赤字と枠は消すこと。
- ・ 青字は事業に合わせて記載すること。

1つの事業者が2件以上の申請を行う場合、事業者内で識別可能な文書番号を記入すること。1件の場合は無くても良い。

06-003

平成 23 年 8 月 〇 日

- ・ 申請日を必ず記入すること。
- ・ 申請日は公募期間の日付であること。

共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載すること。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

商業登記簿謄本に記載されている
とおり、住所、社名、代表者氏名
を記入すること。
※必ず表記と同じ内容とすること。

東京都中央区〇〇二丁目3番5号

〇〇工業株式会社

代表取締役社長 環境 太郎

肩書は正しく記入のこと。
例) 代表取締役社長
代表取締役
代表執行役 など

登録されている印
であること。

印

平成 23 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付申請書

エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位 円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額
I. 設計費	35,000,000	35,000,000	1/3	11,666,666
II. 設備費	240,000,000	180,000,000	1/3	60,000,000
III. 工事費	180,000,000	150,000,000	1/3	50,000,000
IV. 諸経費	0	0	1/3	0
消費税	22,750,000	0		0
合計	477,750,000	365,000,000		121,666,666

・合計額が 第4項 補助金交付申請額(1)~(3)に一致しているか？

- ・(補助金の申請額) = (補助対象経費の額) ÷ 3
(連携事業の場合は ÷ 2 にする)
- ・補助金申請額は1円未満切捨て。

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位 円)

補助事業に 要する経費 の区分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
I. 設計費	0	0	0	35,000,000	35,000,000
II. 設備費	0	0	0	240,000,000	240,000,000
III. 工事費	0	0	0	180,000,000	180,000,000
IV. 諸経費	0	0	0	0	0
消費税	0	0	0	22,750,000	22,750,000
合計	0	0	0	477,750,000	477,750,000

四半期毎に発生する経費予定額を記載。

第1四半期： 4月～6月、第2四半期： 7月～9月

第3四半期：10月～12月、第4四半期：翌年1月～翌年3月

・計が(別紙1)の補助事業に要する経費に一致しているか？

3-2 業種及び規模等

業種および中分類

プラスチック製品製造業 18

(実施場所の事業の業種および中分類) (プラスチック製品製造業 18)

資本金

〇.〇億円

従業員数

〇〇〇人

(中小企業/大企業区分)

中小企業

エネルギー指定管理指定工場の別

第1種エネルギー管理指定工場

年間生産量又は延床面積

2,000 ton (H22年4月~H23年3月の実績)

年間エネルギー使用量

91,305 k l (原油換算) (H22年4月~H23年3月の実績)

・共同申請の場合、業種、資本金、従業員数は設置事業者のものを記入。
・業種は日本標準産業分類表を参考に記入する。

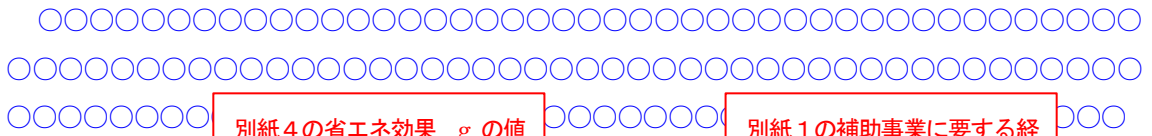
1種、2種及び指定無し
のいずれかを記入。

業務用ビルの場合は、延床面積等を記入する。

特定事業者は直近の定期報告書の実績値。それ以外はH22年度の実績値を記入する。

(4) 事業導入後の省エネルギー効果の実測方法、確認方法

※申請時の省エネ効果計算ではなく、実測データを元にした確認方法を記述すること。



別紙4の省エネ効果 g の値
を記入する。

別紙1の補助事業に要する経
費を記入する。

4-5 費用対効果

費用対効果=省エネルギー量(k1)／補助対象経費(億円)

$$= 3,251(k1) / 3.65 \text{ (億円)}$$

$$= 890.7(k1 / \text{億円})$$

(費用対効果=省エネルギー量(k1) × 設備の耐用年数(年)／補助対象経費(億円)

$$= 3,251(k1) \times 15 \text{ (年)} / 3.65 \text{ (億円)}$$

$$= 13,360(k1 / \text{億円})$$

回収年 = 補助事業に要する経費(円) / (省エネルギー量(k1/年) × @仮の燃料評価単価(円/k1))

$$= 477,750,000 \text{ (円)} / (3,251(k1 / \text{年}) \times @35,000 \text{ (円/k1)})$$

$$= 4.2 \text{ 年}$$

仮の燃料単価を 35,000 円
(固定) とする。

回収年 = 補助事業に要する経費(円) / (省エネルギー量(k1/年) × @燃料評価単価(円/k1))

$$= 477,750,000 \text{ (円)} / (3,251(k1 / \text{年}) \times @47,852 \text{ (円/k1)})$$

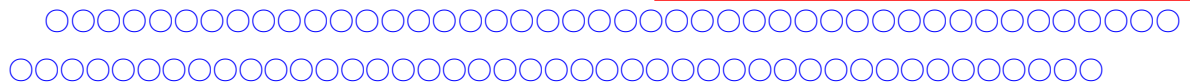
$$= 3.1 \text{ 年}$$

(他の合理化メリットも含めると 回収年= 年)

※他の合理化メリットがある場合は、その要因を明記すること。

事業所における H22 年度または H21 年度ベースの
実績値を記入する。
燃料評価単価=年間エネルギーコスト／原油換算量
※(別紙4) bの値と一致すること。

4-6 その他、上記以外の導入効果等



5. 詳細工程

5-1 補助事業の完了予定日

平成24年1月31日

5-2 スケジュール表

年 月 項目	23年										24年				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
○○○○							—	—							
○○○○								—	—						
○○○○									—	—					
○○○○										—	—				

10月中旬以降に交付決定があるものとして記入

2月以降は事業期間ではないので記入しない。

▼支払

5-3 所要資金計画 別紙2

5-4 資金調達計画 別紙3

5-5 補助事業実施体制

※組織図等で事業者内の本事業の実施体制を示すこと。特に共同申請の場合、各社の役割分担を明確にすること。

6. 事業実施に関連する事項

6-1 他の補助金との関係

※当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。

6-2 過去の本補助金との関係

過去に本補助金の交付決定を受けている者は、当事業との関係を記述すること。

6-3 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

- (1) 本事業 : 事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その取得状況及び見通しを記載のこと。
- (2) 申請者 : 申請者が国、自治体から既に受けている許認可について全て記載のこと。

6-4 その他実施上問題となる事項

※実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

7. 特命発注に関する事項

（有りの場合は特命理由書添付のこと、S I I が承認した場合のみ補助対象内とすることができる。）

特命発注無し

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化事業者支援補助金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

別図1

必ずこの図を「別図1」とすること。

導入前後の比較図

導入前

事業前後の設備の違いを模式図等（設計図等ではなく）により、わかりやすく記入する。
A4縦使いで1枚にまとめること。
モノクロ出力可能とすること。（点線、実線を用いるなど比較図を作成してください）
撤去対象設備を点線等で囲んで記載すること。

注意：これとは別に設備、補助対象範囲を明確にするために、別図2～3等に詳細を記載のこと。設備能力、数量、配管・配線の取合位置等を明確にすること。
詳細説明用の図で補助対象範囲が明確でないものは補助対象内として計画していても確定検査の際に補助対象外となる可能性があるため、注意すること。

導入後

点線等で囲んで補助対象範囲を明記すること。
先端性について簡潔に説明を記述すること。

※必ず1枚にまとめること。

別紙2

所要資金計画

・各項目は4-1-2の図面と関連付けて記述のこと。
 ・省エネルギー効果を得るために必要な費用を記載のこと。
 ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載もれがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

費 目	金 額 (円)	積 算 内 容 (円)
I. 設 計 費	(補助対象)	
	35,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 30,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 5,000,000
	(補助対象外)	
	0	0
小 計	35,000,000	
II. 設 備 費	(補助対象)	
	180,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 120,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 40,000,000 3. ○○○○○○○○○○ 20,000,000
	(補助対象外)	
	60,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 60,000,000
小 計	240,000,000	
III. 工 事 費	(補助対象)	
	150,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 120,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 30,000,000
	(補助対象外)	
	30,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 30,000,000
小 計	180,000,000	
IV. 諸 経 費	(補助対象)	
	0	0
	(補助対象外)	
	0	0
小 計	0	
補助対象 計	365,000,000	① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量、必要経費の詳細を添付のこと。 ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。 ③ ②の根拠と別紙2との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。
補助対象外計	90,000,000	
消費税	22,750,000	
合 計	477,750,000	

※ 上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付すること。

別紙 3

資金調達計画

(単位：円)

調達先	調達金額	備考
補助金	121,666,666	
自己資金	100,000,000	
借入金	256,083,334	〇〇〇銀行
合計	477,750,000	

借入を予定している金融機関を記入のこと。

消費税を含む補助事業に要する経費全額について記入する。
 共同申請の場合、事業費の支払いを行う事業者について、資金調達計画を記入すること。
 ※合計金額は、「交付申請書」の補助事業に要する経費と同額となる様に記入すること。

生産量or延床面積など 実施計画書 本文 (3-2)	単位	換算 係数 (GJ/ 単位)	平成22年度 (実績)			平成24年度 (導入後)			
			使用量 A	販売した副 生エネル ギーの量 B	差引後の熱量 (A-B)×換算係 数	使用量 C	販売する副 生エネル ギーの量 D	差引後の熱量 (C-D)×換算係 数	
			数値	数値	熱量 (GJ)	数値	数値	熱量 (GJ)	
生産量	トン		a 2000.00			2000.00			
原油	k l	38.2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
原油のうちコンデンサート (NGL)	k l	35.3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
揮発油 (ガソリン)	k l	34.6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ナフサ	k l	33.6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
灯油	k l	36.7	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
軽油	k l	37.7	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
A重油	k l	39.1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
B・C重油	k l	41.9	27830.00	0.00	1166077.00	24906.00	0.00	1043561.40	
石油アスファルト	t	40.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
石油コークス	t	29.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
石油ガス	液化石油ガス(L PG)	t	50.8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	石油系炭化水素 ガス	千m ³	44.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
可燃性 天然ガス	液化天然ガス(L NG)	t	54.6	0.00	0.00	0.00	4729.00	0.00	
	その他可燃性天 然ガス	千m ³	43.5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
石炭	原料炭	t	29	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	一般炭	t	25.7	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	無煙炭	t	26.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
石炭コークス	t	29.4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
コールタール	t	37.3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
コークス炉ガス	千m ³	21.1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
高炉ガス	千m ³	3.41	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
転炉ガス	千m ³	8.41	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
その他の燃 料	都市ガス13A	千m ³			0.00	0.00	0.00	0.00	
					0.00	0.00	0.00	0.00	
産業用蒸気	GJ	1.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
産業用以外の蒸気	GJ	1.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
温水	GJ	1.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
冷水	GJ	1.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
一般電気事 業者 その他	昼間買電	千kWh	9.97	240000.00	2000.00	2372860.00	213750.00	2000.00	2111147.50
	夜間買電	千kWh	9.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	上記以外の買電	千kWh	9.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自家発電	千kWh	9.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
自家発電以外の計 h	千kWh	-	240000.00	2000.00	-	213750.00	2000.00	-	
熱量合計	GJ		3538937.00			3412912.30			
原油換算量 (10GJ=0.258kl)	kl		b 91304.57			c 88053.14			
原油換算原単位	kl/トン		d 45.65			e 44.03			

(注) ・導入後の原油換算量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。□

・生産量は原則として事業前後で同一とする。

・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。

・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。

【省エネルギー効果】

f	3.56	%	(d - e) / d
g	3251.44	kl	a × (d - e)

【電力削減効果】

i	26250.00	千kWh	(Aの計h - Bの計h) - (Cの計h - Dの計h)
j	11.03	%	i / (Aの計h - Bの計h)

発注区分

想定している発注項目、発注単位を記述する。

想定している発注区分ごとの各費目

(単位 円)

項目 発注先	ガスタービン設置工事	ボイラー改造工事	建築工事	排ガスダクト工事	費目合計
I. 設計費	30,000,000	5,000,000	0	0	35,000,000
II. 設備費	180,000,000	40,000,000	0	20,000,000	240,000,000
III. 工事費	120,000,000	30,000,000	10,000,000	20,000,000	180,000,000
IV. 諸経費	0	0	0	0	0
合計	330,000,000	75,000,000	10,000,000	40,000,000	455,000,000
消費税	16,500,000	3,750,000	500,000	2,000,000	22,750,000
支払合計	346,500,000	78,750,000	10,500,000	42,000,000	477,750,000

(単位 年)

最長の法定耐用年数	15	8	15	10	---
-----------	----	---	----	----	-----

費目合計の数値を各申請書と一致させること。
例) 実施計画書：別紙 1・2・3

記載例 設備設置承諾書記載例

設備設置承諾書

承諾した年月日を記入。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

承諾書は代表者または賃貸契約
の契約権限者のものとする。

住 所 東京都港区〇〇-丁目1番1号

名 称 □□産業株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

承諾者にあわせて適宜
選択すること。

印

当社（私）は、エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第7条、第21条および第22条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

交付決定前用

**文書番号が必要な場合のみ記載。
不要なら「番号」を消す。**

番 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤 池 学 殿

共同申請者も記載

東京都中央区新宿二丁目3番5号

〇〇工業株式会社

登記簿謄本のとおり記載

代表取締役社長 環境 太郎 印

新代表者

平成23年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金補助事業の代表者変更届

申請書に文書番号がない場合は不要

平成〇〇年〇月〇日付け（申請書文書番号）で補助金申請を行った経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の代表者を変更しましたので、下記のとおり届出します。

注意) ここで改ページする！

左側は必ず綴じ代を十分取ること。少なくとも20mmは必要

大分類		中分類	分類項目名	大分類		中分類	分類項目名	
A	農業、林業	01	農業	卸売業・小売業 (続き)	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		
		02	林業		54	機械器具卸売業		
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)		55	その他の卸売業		
		04	水産養殖業		56	各種商品小売業		
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業		57	織物・衣服・身の回り品小売業		
D	建設業	06	総合工事業		58	飲食料品小売業		
		07	職別工事業(設備工事業を除く)		59	機械器具小売業		
		08	設備工事業		60	その他の小売業		
E	製造業	09	食料品製造業		61	無店舗小売業		
		10	飲料・たばこ・飼料製造業		J 金融業・保険業	62	銀行業	
		11	繊維工業			63	協同組織金融業	
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)	64		貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		
		13	家具・装備品製造業	65		金融商品取引業、商品先物取引業		
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66		補助的金融業等		
		15	印刷・同関連業	67		保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)		
		16	化学工業	K 不動産業、物品賃貸業		68	不動産取引業	
		17	石油製品・石炭製品製造業		69	不動産賃貸業・管理業		
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)		70	物品賃貸業		
		19	ゴム製品製造業	L 学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業		72	専門サービス業(他に分類されないもの)		
		21	窯業・土石製品製造業		73	広告業		
		22	鉄鋼業		74	技術サービス業(他に分類されないもの)		
		23	非鉄金属製造業		M 宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業	
		24	金属製品製造業			76	飲食店	
		25	はん用機械器具製造業	77		持ち帰り・配達飲食サービス業		
		26	生産用機械器具製造業	N 生活関連サービス業、娯楽	78	洗濯・理容・美容・浴場業		
		27	業務用機械器具製造業		79	その他の生活関連サービス業		
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	O 教育、学習支援業	80	娯楽業		
		29	電気機械器具製造業		81	学校教育		
		30	情報通信機械器具製造業	P 医療、福祉	82	その他の教育、学習支援業		
		31	輸送用機械器具製造業		83	医療業		
		32	その他の製造業		84	保健衛生		
		F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業	85	社会保険・社会福祉・介護事業	
				34	ガス業	Q 複合サービス事業	86	郵便局
				35	熱供給業		87	協同組合(他に分類されないもの)
				36	水道業	R サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		G	情報通信業	37	通信業		89	自動車整備業
				38	放送業		90	機械等修理業(別掲を除く)
				39	情報サービス業		91	職業紹介・労働者派遣業
				40	インターネット附随サービス業		92	その他の事業サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業			93	政治・経済・文化団体			
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業	94	宗教			
		43	道路旅客運送業	95	その他のサービス業			
		44	道路貨物運送業	96	外国公務			
		45	水運業	S 公務(他に分類されないものを除く)	97	国家公務		
		46	航空運輸業		98	地方公務		
		47	倉庫業		T 分類不能の産業	99	分類不能の産業	
		48	運輸に附帯するサービス業					
		49	郵便業(信書便事業を含む)					
I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業					
		51	繊維・衣服等卸売業					
		52	飲食料品卸売業					

提出書類チェックリスト

項 目	チ ェ ッ ク 欄			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 2年度 <input type="checkbox"/> 3年度 <input type="checkbox"/> 4年度	申請単位	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共同 (社)	
実施体制	<input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> ESCO	事業内容	<input type="checkbox"/> 複数連携 (社) <input type="checkbox"/> 中小企業	
No.	書 類	部数	備 考	確認欄
1	交付申請書	1	補助事業ポータルで印刷し代表者印押印	
2	実施計画書	1	様式1-2、別紙1~4、6、別図1 複数年度事業は様式1-2-1、別紙1~3、別図1	
3	発注区分表	1	別紙5	
4	事業計画書	1	複数年度事業のみ 書式はSIIのホームページよりダウンロード	
(別添)				
別-1	エネルギー使用量実績の確証	1	各エネルギー使用量・生産量の実績を示す領収書等の提出が必要。エネルギー管理指定工場の場合は定期報告の写し等(使用状況届出書)	
別-2	生産量実績の確証	1		
別-3	燃料評価単価算出根拠	1	H22年度(もしくはH21年度)ベースで算出	
別-4	会社概要、事業実績	1	株主総会の営業報告、決算報告書(直近3期分)等 (連結決算対象の会社を含む)	
別-5	商業登記簿謄本	1	コピー不可(地方公共団体等は不要)	
別-6	会社、事業所のパンフレット	1		
別-7	事業者が策定した環境自主行動計画の写し	1		
別-8	中長期計画の写し	1		
別-9	中小企業基本法に定める中小企業であることが確認できる資料	1	中小企業が申請する場合	
別-10	建物の登記簿謄本	1	コピー不可(業務用ビルの場合)	
別-11	設備設置承諾書	1	様式1-3。店子等の場合、建物の登記簿謄本を含む	
別-12	ESCO契約書(案)	1	ESCO事業の場合	
別-13	ESCO料金計算書	1		
別-14	対象設備に関するリース契約書(案)	1	リースの場合	
別-15	対象設備に関するリース料計算書	1		
別-16	連携事業の契約書(案)	1	複数事業者連携事業の場合	
別-17	代替燃料確保の確証	1	燃料代替の場合	
別-18	エネルギー集約型企業の計算書	1	該当する場合。①売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書、②エネルギーコストを指定仮単価で見積もる場合は単価表を追加	
別-19	申請内容総括表	1	書式はSIIのホームページよりダウンロードし印刷	
(その他)				
/	提出書類のファイリング	/	各書類の最初にインデックス付の中仕切を挿入し、ファイルに綴じる	

注：申請時に提出した書類にチェックを入れること。

